

27 日臨技発第 363 号
平成 27 年 10 月 27 日

日本臨床衛生検査技師会
会員所属施設 施設長 様

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
会 長 宮島 喜文
(公印省略)

臨床検査に係る JCCLS 共用基準範囲の採用について（お知らせ）

謹啓

貴施設には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、この度、日本臨床検査標準協議会（JCCLS）より別紙「JCCLS 共用基準範囲普及についての依頼」がありました。

この JCCLS 共用基準範囲は、当会との共同事業として進められた全国共有基準範囲を基に、さらに JCCLS 基準範囲共用化委員会での検討を経て設定されたものです。日本医師会をはじめ JCCLS 会員の 29 学会・団体の同意あるいは賛同が得られております。

医療の地域連携システムの構築とマイナンバー制度の導入に伴う「国民の健診検査データの活用」など、医療機関における検査データの統一が求められることが考えられ、これらの臨床検査情報を正確かつ有効に利用するためには、その統一の判断基準が必要であり基準範囲の共用化が望まれています。

つきましては、本件についてご了知いただき、JCCLS 共用基準範囲の採用についてご高配賜りますよう、お願いいたします。

なお、本件につきましては、貴施設の検査部門長様にもご依頼を申し上げますので、ご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

末筆でございますが、貴施設の益々のご発展を祈念いたしております。

謹白

《連絡先》 〒143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7
TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722
E-mail jamt@jamt.or.jp
執行理事 岩上みゆき / 事務局 柴田 亮

「JCCLS 共用基準範囲導入」にあたって(留意事項)

1 共用基準範囲の利用要件

- (1) 日臨技等の全国的外部精度管理調査において、測定値に明瞭な偏りが無いことが前提となる。
- (2) 日臨技の外部精度管理調査の評価基準 A は日本臨床化学会の定める B_A (正確さのかたよりの許容誤差限界)に基づき、 \pm 目標値 $\times B_A$ (%)の値以内としており、その A 評価取得はその基準を十分に満たしており、共用基準範囲をそのまま広く適用できる。
- (3) B 評価は現在の技術水準 5%を基準としており、B 評価においても共用基準範囲の利用は可能と判断する。
- (4) 日臨技精度保証認証施設は、共用基準範囲を広く適用できる。

2 共用基準範囲の導入と運用

日本臨床検査標準協議会 (JCCLS) 基準範囲共用化委員会は 2014 年 3 月 31 日付で公表した共用基準範囲を診療機関等が導入するにあたって、臨床判断値との混乱を避けるために以下のように運用することを推奨している。

- (1) 各医療機関内の検査報告書には、共用基準範囲と臨床判断値 (各学会のガイドライン) は一つの表の中では別欄に併記する。
- (2) どの項目に臨床判断値を使用するかは、各医療機関の臨床検査担当部署と臨床各科の協議により決定する。
- (3) 臨床判断値が併記されている項目に関しては、検査担当部署は臨床各科に対して、主治医が患者に応じて基準範囲と臨床判断値のどちらを判断基準にするか臨床検査部が適切に説明する必要がある。

3 補足事項

- (1) 各検査室にあつては、従来用いていた臨床判断値を全て基準範囲に変更した場合、医師、患者の混乱を招くことが懸念されると思われるので、院内通達には表 1 に示した基準範囲と臨床判断値 (施設で採用される項目のみ) を併記した資料を配布し、どちらを採用するか明示されたい。

たとえば LDL-C 例にすると、日常報告書、システム表示では、

項目	基準範囲	値
LDL-C	65~139*mg/dL	155H

* : LDL-C の上限に動脈硬化疾患予防ガイドラインを採用、共用基準範囲は 65~163mg/dL、

システムの注意書き欄等書き込んでおき閲覧可能とする対応方法などがある。